

就学援助事務システム標準化検討会 (第3回)

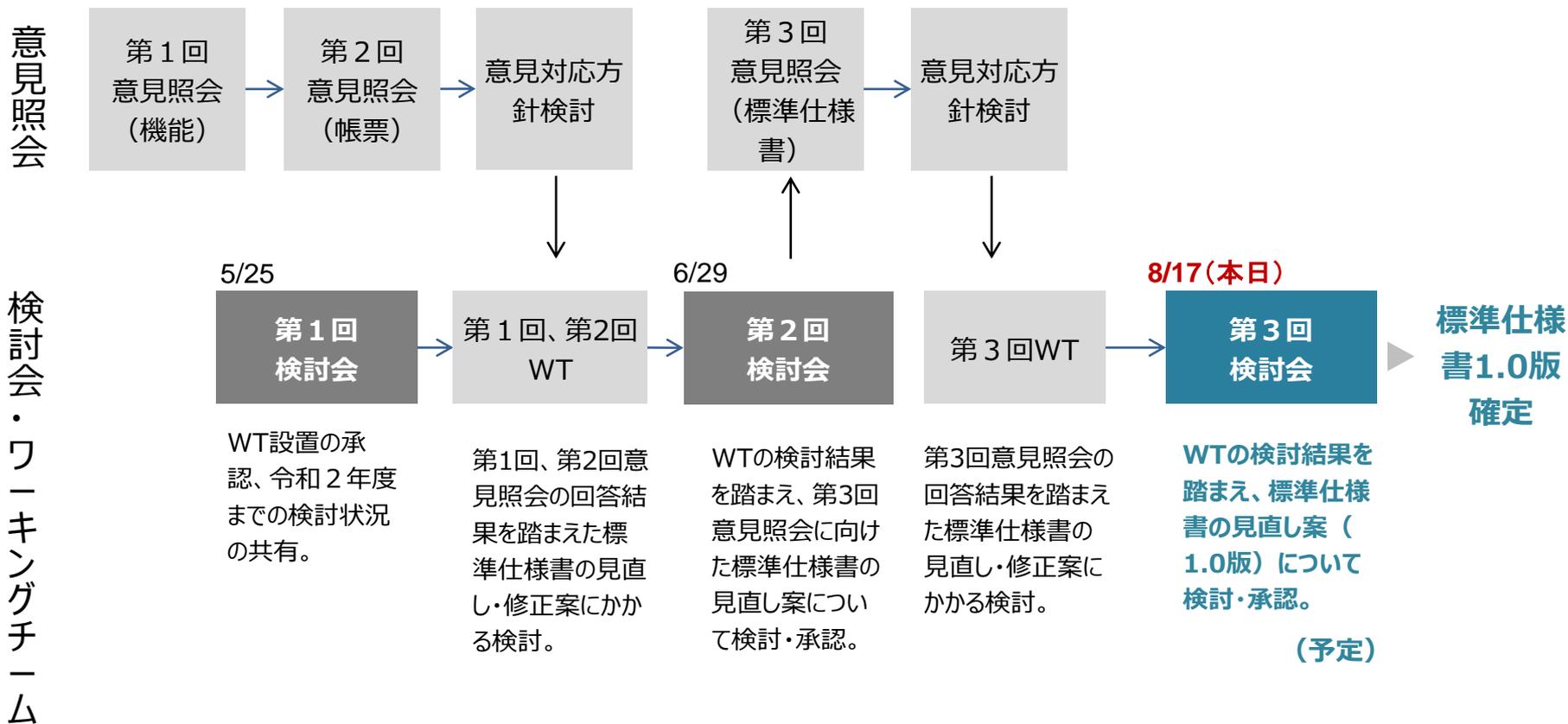
自治体意見照会結果及び WT検討結果を踏まえた対応方針

文部科学省 初等中等教育局

修学支援プロジェクトチーム

1.第3回就学援助事務システム標準化検討会の位置付け（再掲）

- 第3回検討会では、第3回意見照会に対する自治体意見に対する対応方針及びWTの検討結果をご報告し、対応方針の是非について協議いただくことを目的としています。



※標準仕様書作成にあたっては、APPLIC（一般財団法人全国地域情報化推進協会）に設置いただいた就学タスクフォースとも連携しながら議論を進める。

2.第3回全国意見照会サマリ（機能）

2.1.集計結果（機能）

- 第3回意見照会（機能要件）に対する自治体意見照会回答の分類結果は以下のとおりです。
- 意見の内容を個別に確認の上、217意見（重複意見を含む）を標準仕様書への反映候補としています。

意見の分類		意見数（件）
検討対象意見	標準仕様書に反映するもの	217
	標準仕様書に反映しないもの	420
検討対象外意見	前回以前の意見照会等で検討済み	89
	根拠不明確	12
	質問	58
	意見照会のスコープ外	23
	区分の変更要望（オプション機能→実装すべき機能等）	12
	既存製品の実装と異なる	1
合計		832

 意見の内容は確認するが、原則、標準仕様書への反映候補から除く。

2.第3回全国意見照会サマリ（機能）

2.2.標準仕様書（案）に対する主な意見と対応方針

- 主な意見と対応方針を記載します。

1.申請受付

No.	主な変更点	該当機能要件	意見概要	対応方針	WT 協議
1	就学世帯情報の管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 1.1.1.就学世帯管理 1.2.1.申請情報管理 	<ul style="list-style-type: none"> 住民記録システム、学齢簿システムから連携されるデータにより、就学世帯情報が日次で上書きされる場合、認定審査中に就学世帯情報が変動してしまい、業務に支障が出る可能性がある。 <p>※例えば、DV避難を考慮して住民記録システムから連携された住所を手動で修正した場合、再度の住民記録システムからの連携により、元の住所に上書きされてしまう等の支障が想定される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民記録システム、学齢簿システムから日次で連携される情報は参照のみとし、審査に用いる就学世帯情報は、申請者から受け付けた申請情報を基に別途管理（登録・修正・削除）する。手順は以下のとおり。 ① 住民記録システム、学齢簿システムから日次で最新の就学世帯情報を連携する。（1.1.1.） ② 申請を受け付け、申請情報（住所、申請理由、児童生徒情報、世帯員情報等）を登録する。（1.2.1.） ③ ②について、①との差異を抽出し、申請情報に不備（申請書の記入ミス等）が認められた場合は、①の情報を②に反映する。なお、自動反映ではなく、反映する・しないを選択可能とする。（1.2.5.） ④ その他、審査に当たり住所や世帯員等の修正が必要な場合は、②で登録した情報を直接修正する。（1.2.1.） 	○
2	申請情報の重複登録の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.4.申請情報の不備確認 	<ul style="list-style-type: none"> 同一児童生徒において申請者が異なり、認定期間が重複する申請情報が既に登録されていないかチェックを行い、該当する場合はエラー表示できる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が異なる場合でも、同一児童生徒について重複申請される可能性がある（父、母が別々に申請する等）ため、標準仕様書に反映する。 	

青字：標準仕様書（案）の修正を伴うもの

2.第3回全国意見照会サマリ（機能）

2.2.標準仕様書（案）に対する主な意見と対応方針

2.審査

No.	主な変更点	該当機能要件	意見概要	対応方針	WT協議
1	準要保護の認定基準額の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 2.1.3.認定基準額の自動算定 	<ul style="list-style-type: none"> 認定基準額の算定について、自治体独自の計算方法に対応できる仕様とするべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 認定基準額の算定について、どの自治体にも汎用的に対応できる形で標準化方針を整理する。（P.5「認定基準額の補足」参照） 	○
2	級地ごとの認定基準額管理	<ul style="list-style-type: none"> 2.1.2.認定基準額マスタ管理 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、認定基準額マスタでは【生活保護に準ずる基準額】及び【認定基準係数】を、級地ごとに設定できる仕様となっているが、1自治体1級地のため、対応不要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法では1自治体1級地となるが、就学援助においては同一自治体内で複数の級地を独自に設定している自治体もある可能性があるため、級地ごとのマスタ管理を可能な仕様とする。 	○
2	準要保護の認定基準係数の設定方法	<ul style="list-style-type: none"> 2.1.2.認定基準額マスタ管理 	<ul style="list-style-type: none"> 認定基準係数について、同一の世帯分類（世帯人数、年齢、級地）に対して複数の値を保持できる機能を、実装すべき機能として定義するべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 各世帯に対して、認定基準係数Aと認定基準係数Bを用いて認定基準額を2回計算し、認定・否認定を決定しているような自治体は少数と想定されるため、<u>オプション機能として定義する。</u> 	
3	所得の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 2.2.1.所得情報連携 	<ul style="list-style-type: none"> 未就学及び義務教育課程中の世帯員について、年齢を基準として自動的に所得計算の対象外とする設定を行える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に申請者数の多い大規模自治体で有用な機能と想定されるため、次のとおりオプション機能に追加する。 <u>未就学及び義務教育課程中の世帯員について、年齢を基準として自動的に所得計算の対象外とする設定が行えること。また、基準となる年齢及び年齢算出基準日は任意に設定できること。</u> 	
4	認定のための資格情報の連携対象	<ul style="list-style-type: none"> 2.3. その他の認定に係る情報管理 	<ul style="list-style-type: none"> 認定のため、他業務システムにて管理している以下の申請者情報を連携する仕様となっているが、就学世帯員分の情報連携は不要か。 個人住民税の非課税/減免、国民年金保険料の減免、国民健康保険法の保険料の減免/児童扶養手当の受給/固定資産税の減免 	<ul style="list-style-type: none"> 学齢簿上の保護者ではない者（祖父母等）が申請者となる場合、申請者のみでなく、保護者の資格情報も把握した上で審査する必要があると想定される。 よって、<u>就学世帯員全員分の情報を連携できる仕様とする。</u> 	
5	認定基準マスタの年度変更	<ul style="list-style-type: none"> 2.5.2.認定処理 	<ul style="list-style-type: none"> 認定期間によって、認定に用いる認定基準マスタの年度を変更できる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民税が6月頃に確定するため、認定期間を7月～翌6月までとしている自治体は多い想定。その場合、例えば2021年4月に所得増加があり認定取消の候補となった場合は、当該年度（2021年度）ではなく2020年度の認定基準に照らした判断が必要。 よって、<u>認定に用いる認定基準マスタの年度を任意に変更できる仕様とする。</u> 	

青空：標準仕様書（案）の修正を伴うもの

2.第3回全国意見照会サマリ（機能）

2.2.標準仕様書（案）に対する主な意見と対応方針

3.交付

No.	主な変更点	該当機能要件	意見概要	対応方針	WT協議
1	帳票の発行履歴管理	<ul style="list-style-type: none"> 3.1.1.認定通知書 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの問い合わせに対して、迅速に対応するため、通知書の発行履歴を管理できるのが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 有用な機能と想定されるため、標準仕様書に反映する。 	
2	複数の認定区分管理	<ul style="list-style-type: none"> 3.2.3.出力設定 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護基準の1.0倍以下・1.2倍以下の2種類の係数を用いて準要保護の中でさらに2つに認定区分を分けており、その認定区分により支給する費目も異なる。通知書には、自治体特有の認定区分に応じた費目が表示される必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行仕様書案にて、複数の認定基準係数を設定できる仕様となっているため、機能要件の修正は不要であるが、認定区分の考え方については、用語集や備考等で補足する。 	○

4.支給

No.	主な変更点	該当機能要件	意見概要	対応方針	WT協議
1	日割額の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 4.2.6.支給額設定 	<ul style="list-style-type: none"> 月途中で転校した場合の日割額の計算方法について、日割の分子／分母を在籍日数／総日数とした場合、総日数には休校日を含む想定か。もしくは、転校前後の在籍数を加算して求める想定か。 	<ul style="list-style-type: none"> 休校日は学校ごとに異なる場合があるため、計算効率化のため、休校日を含んだ日数で算出する想定。以下の算定式を標準仕様として定義する。 $\text{日割額} = \text{月額} \times \frac{\text{在籍日数}}{\text{当該月の総日数（休校日を含む）}}$ 	

青字：標準仕様書（案）の修正を伴うもの

2.第3回全国意見照会サマリ（機能）

2.2.標準仕様書（案）に対する主な意見と対応方針－認定基準額の補足－

- 認定基準額による準要保護対象者判定の式は、以下のような形で標準化する想定。

基本式



パターン

項	内容	補足事項
①総所得等	個人住民税システムと連携し、各世帯の世帯員毎の所得情報及び各種控除情報を任意に選択して取り込むことで、総所得、合計所得または収入額を自動で算出する。（2.2.1.所得情報連携で対応）	
②不等号	<または≤	
③生活保護に準ずる基準額	<p>計算式は次のとおり。（2.1.1.認定基準額マスタ管理で対応）</p> <p>生活扶助（第1類費）×逓減率＋生活扶助（第2類費）＋経過的加算＋冬季加算＋期末一時扶助＋基礎控除＋住宅扶助＋教育扶助＋学校給食費＋通学交通費＋その他任意の値</p> <p>ただし、自治体ごとに適用する生活保護基準が異なることを鑑み、生活扶助（第1類費）、生活扶助（第2類費）、逓減率については、同一の世帯分類（世帯人数、年齢、級地）であっても複数の値を保持できることとする。</p> <p>さらに、生活扶助費（第1類費×逓減率＋第2類費＋経過的加算＋冬季加算）の算定式は次のとおりとする。</p> <p>生活扶助費=A×a+B×b+C×c+D</p> <p>A：（第1類費①×逓減率①＋第2類費①）×dと（第1類費②×逓減率②＋第2類費②）を比較して高い方をAとして採用</p> <p>B：（第1類費①×逓減率①＋第2類費①）×eと（第1類費③×逓減率③＋第2類費③）を比較して高い方をBとして採用</p> <p>C：生活扶助本体に係る経過的加算</p> <p>D:冬季加算</p> <p>なお、a,b,c,d,eは自治体ごとに任意に設定できる定数とする。</p>	<p>・赤字部分については、次のような自治体ごとの計算方式に対応するため、オプション機能とする。</p> <p>（例）</p> <p>生活扶助費=A×0/3+B×3/3+C</p> <p>A：第1類①×逓減率①＋第2類①</p> <p>B：第1類②×逓減率②＋第2類②※</p> <p>ただしBがA×0.9より少ない場合は、A×0.9の額</p> <p>C：冬季加算額</p> <p>※10円以下切り上げ</p> <p>・「その他任意の値」は、各自治体の裁量で設定可能な値。</p>
④認定基準係数	各世帯分類（世帯人数、級地）に対し、複数の任意の値を保持できることとする。（2.1.1.認定基準額マスタ管理で対応）	
⑤その他の生活保護に準ずる基準額	生活保護に準ずる基準額のうち、認定基準係数を乗じる対象とならないもの。計算式は次のとおり。学校給食費＋住宅扶助＋その他任意の値（2.1.1.認定基準額マスタ管理で対応）	・「その他任意の値」は、各自治体の裁量で設定可能な値。

3.第3回全国意見照会サマリ（帳票）

3.1.集計結果（帳票）

- 第3回意見照会（帳票要件・帳票印字項目・帳票レイアウト）に対する自治体意見照会回答の分類結果は以下のとおりです。
- 意見の内容を個別に確認の上、78意見（重複意見を含む）を標準仕様書への反映候補としています。

意見の分類		意見数（件）
検討対象意見	標準仕様書に反映する	78
	標準仕様書に反映しない	546
検討対象外意見	前回以前の意見照会等で検討済み	13
	根拠不明確	16
	質問	40
	意見照会のスコープ外	55
	区分の変更要望（オプション→実装すべき等）	0
	既存製品の実装と異なる	0
合計		748

 意見の内容は確認するが、原則、標準仕様書への反映候補から除く。

3.第3回全国意見照会サマリ（帳票）

3.2.標準仕様書（案）に対する主な意見と対応方針

- 主な意見と対応方針を記載します。

No.6 就学援助費保留通知書

No.	主な意見	意見概要	対応方針	WT 協議
1	「提出必要書類」の表示・非表示設定	<ul style="list-style-type: none">・ 印字項目No.17「提出必要書類」を自治体ごとに表示/非表示選択可としてほしい。・ 当自治体では、1月1日に当自治体に住民票がある方については、税申告さえしてもらえれば、庁内の税情報システムで内容が確認できるため、わざわざ書類の提出を求めている。区民の混乱を回避するため、表示/非表示の選択を可にしてほしい。	<ul style="list-style-type: none">・ 提出必要書類は、他市からの転入者や税申告の有無によって異なるため、「提出必要書類および手続き」(要税申告の旨記載)の記載に修正する。定型文で対応できないケースは備考への入力または別紙の添付により、自治体ごとに対応する。	○

青字：標準仕様書（案）の修正を伴うもの

3.第3回全国意見照会サマリ（帳票）

3.2.標準仕様書（案）に対する主な意見と対応方針

No.7 就学援助費認定通知書

No.	主な意見	意見概要	対応方針	WT協議
1	「実費上限」等の印字要否	<ul style="list-style-type: none"> 印字項目No.21「費目別支給予定額」について支給額と実費のみの表示となっているが、現物支給であることや上限額の表示ができるようにしたい。 支給費目によっては、学校ごとに支給額が異なるものがあることから、上限額を表示できるようにして欲しい。体育実技用具費は3年に1回の支給で現物支給となっていることから、実状に合わせた表記ができるようにして欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 支給予定額は上限表示ができる仕様とする。 	
2	学校長向けの一覧の要件化	<ul style="list-style-type: none"> No.7,8,9の備考に「学校長向けの一覧も出力されること」と記載があるが、支給通知書には学校長向けの帳票要件（No.15、帳票分類2）が独立して存在するのに対して、要件の粒度があっていないため、帳票分類2の標準帳票要件として独立させた方が良いのではないか。 若しくは、当該要件はNo.21「就学援助費児童生徒総括表（認定者データ一覧）」またはNo.3「就学援助認定結果一覧」で対応することも可能な想定。学校長向けの一覧は、紙だけでなく、CSVも出力可能としたほうが活用方法が広がり、自治体や学校職員の事務効率化に繋がると考える。 <p>※No.8「就学援助費否認定通知書」、No.10「就学援助費認定取消通知書」も同様の対応が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支給通知書の対応を踏まえ、備考（学校長向けの一覧も出力されること）を削除し、No.21「就学援助費児童生徒総括表（認定者データ一覧）」またはNo.3「就学援助認定結果一覧」対応する旨をNo.7,8,9の備考に記載する。 	
3	兄弟姉妹で異なる口座情報を保持する場合への対応可否	<ul style="list-style-type: none"> 兄弟姉妹の口座情報を複写する場合、同じ兄弟でも保護者が父と母とで分かれている場合があるため、どちらにも対応できるようにしてほしい。 <p>※No.14「就学援助費支給通知書（保護者向け）」も同様の対応が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 標準仕様としては自治体・ベンダ帳票状況を踏まえ一つの口座情報を表示する方針とする。 	○
4	「支給予定額（合計）」の印字要否	<ul style="list-style-type: none"> 印字項目No.22「支給予定額（合計）」について、児童生徒1名の合計か、世帯の合計が不明瞭のため、合計額に関する説明を備考に記載し明確にする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 実費や現物支給費目も含まれていることを鑑みると認定通知段階の支給予定額（合計）は算出不可と想定し、<u>支給額が決まっているものだけの合計額と表記し、かつ項目表示・非表示対応とする。</u> 	○
5	「支給予定時期」の印字要否（追加要望）	<ul style="list-style-type: none"> 当自治体では、対象者数が多いため、支給通知書は発送せず、認定通知書に支給金額や支給時期を記載して送付している。職員負担や財政負担を軽減するためにも、認定通知書に支給予定時期を記載できるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体毎の通知時期に合わせた支給予定時期を全て網羅し柔軟に対応するのは困難であるため、<u>備考に追記頂く運用とする。</u> 	○

青字：標準仕様書（案）の修正を伴うもの

3.第3回全国意見照会サマリ（帳票）

3.2.標準仕様書（案）に対する主な意見と対応方針

No.7 就学援助費認定通知書

No.	主な意見	意見概要	対応方針	WT協議
6	学校コードの印字要否（追加要望）	<ul style="list-style-type: none"> 学校を經由して申請を行った方には、経費削減の観点から、学校經由による通知書の交付を行う運用（郵送費用が生じない）を実施しているため、学校コードの表示が必要となる。 カスタマーバーコードの下段に学校コードを表示することが望ましい。 <p>※小中学生がいる場合は、小学校のコードを表示</p>	<ul style="list-style-type: none"> 宛先に学校コードの印字を行う。（通知書全般の追記） 印字する場合には自治体指定のコードではなく、文科省指定のコードとする。 	○
7	認定日が異なる場合への対応可否	<ul style="list-style-type: none"> 印字項目No.13「認定日」の「備考」に、兄弟姉妹で認定日が異なる場合は複数の認定日を印字可能とする旨の内容を追記してほしい。 兄弟姉妹で認定日が違うケースは、保護者が支給内容の違いを理解できない場合が想定されるので、確実に明記することで後の説明責任を果たす際に有効である。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体・ベンダ帳票状況から基本は世帯で一つの認定を行った場合の通知を想定し、児童毎に認定が異なる場合は通知時期も異なるため、児童毎に出力して対応頂く想定である。他の意見同様諸元表に児童単位の出力することも可能と記載する。 	○
8	「新入生」の記載要否	<ul style="list-style-type: none"> 「就学援助費(新入学児童生徒学用品費)認定通知書」について、「対象者」の「学年」が新小学1年生の場合は、「新入生」と表記する必要がある。「新入生」と表記することでEUC出力時など様々な場面で区別ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「新1年生」として学年を分けて管理する。 	○

No.8 就学援助費否認定通知書

No.	主な意見	意見概要	対応方針	WT協議
1	学校コードの印字要否（追加要望）	<ul style="list-style-type: none"> 新入学児童生徒学用品費の否認定通知書（単票版、圧着はがき版）を出力可能とする。 認定通知書と否認定通知書は、認定事務において一体的に必要な帳票であり、住民の視認性向上のためにも、新入学児童生徒学用品費を出力可能にするか否か、認定通知書と統一した仕様として定義したほうが良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 新入学児童生徒学用品費の否認定通知書は件数的には少ないと想定されるものの、認定通知と同じ流れで出力する運用を考慮し、標準仕様書に定義する。 圧着はがき版については、標準帳票要件の備考欄および標準帳票印字項目において、認定通知書と同様の記載とする。（「新入学用通知に差替え可能とする。」） 	

青字：標準仕様書（案）の修正を伴うもの

3.第3回全国意見照会サマリ（帳票）

3.2.標準仕様書（案）に対する主な意見と対応方針

No.14 就学援助費支給通知書（保護者向け）

No.	主な意見	意見概要	対応方針	WT協議
1	「支給合計額（児童生徒単位）」の記載要否	<ul style="list-style-type: none"> 支給合計金額や支給金額内訳は児童生徒単位でも表示する必要がある。 学校支払額やその他の記載があることで、児童生徒単位での保護者支払額がわからないとの問い合わせの増加（住民の手間、職員業務量の増加）につながる恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 就学援助制度の趣旨を踏まえ、保護者支給費目・額のみでの表示とはせず、学校支払額についても表示する方針とする。 	○
2	「2 振込について」全般の記載要否	<ul style="list-style-type: none"> 印字項目No.22「金融機関名」～No.27「受取人」は自治体ごとに表示・非表示を選べるようにしてほしい。 同じ世帯でも費目によって振込先が学校払いや保護者払いと異なる場合でも登録されている口座を印字することは保護者に誤解を与える。 	<ul style="list-style-type: none"> 通知文に「支給金額の小計から学校支払額・充当額を差し引いた保護者支払額の合計を支給します。」と一文追記する。 	
3	「支給年月日」の表示・非表示の要件化	<ul style="list-style-type: none"> 印字項目No.28「支給年月日」は自治体ごとに表示・非表示を選べるようにしてほしい。若しくは表に「支給年月日」を設けそれに対応してほしい。 同じ世帯でも費目によって支払日が同じとは限らないが通知書には支払日の欄は一つしか記載できず保護者に適正な支給日が通知できない。そのため表に「支給年月日」を設け支給費目ごとに通知する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体・ベンダの帳票を見ても基本は一つである状況や、費目単位に支給する場合でも、支払いのタイミングで通知するものであるため、支給日（支払日）は指定出来るものとする。 	

青字：標準仕様書（案）の修正を伴うもの

3.第3回全国意見照会サマリ（帳票）

3.2.標準仕様書（案）に対する主な意見と対応方針

その他

No.	主な意見	意見概要	対応方針	WT 協議
1	区域外学校に対する「所要額調査票」の要件化要否	<ul style="list-style-type: none">区域外就学援助者への支給金額を決定するために、他自治体へ所要額調査を行っている。他自治体でも同様の運用があり、現状は自治体ごとに異なる様式を使用している。システム出力できるように標準帳票に加えてほしい。	<ul style="list-style-type: none">区域外通学者に関する帳票の追加要望はこれまでの意見照会では意見は無く、件数も少ないと思われるため、システム外対応とする。	○
2	桁あふれへの対応必要性	<ul style="list-style-type: none">住所や氏名について、文字数が多くなった場合、どのように印字されるのか明確にする必要がある。各種通知や帳票のレイアウト上の問題から、表示できる文字数にはおのずと限界があると思われる。	<ul style="list-style-type: none">学齢簿等の他標準化事業に倣い、以下について要件化し、各種通知書発送者文字切れリストを分類1帳票として追加する。 <p>文字数が多くやむをえず文字溢れが生じる場合や、未登録外字が含まれる場合は、アラートを表示して注意喚起するとともに、各種通知書発送者文字切れリストを出力</p>	

青字：標準仕様書（案）の修正を伴うもの

4.その他論点

4.2.制度の周知への対応

- 第1回WTで挙げられた「就学援助の希望」の管理をオプション機能として記載して欲しい」という観点については、全国意見照会における意見及び検討会委員からの意見を踏まえ、オプション要件として定義しています。

機能要件：申請情報管理

機能名称	標準機能要件（第1回WT修正版）		備考
	実装すべき機能	オプション機能	
1. 申請受付			
1.1. 就学世帯管理			
1.1.1.	就学世帯管理	住民記録システム、学齢簿管理システム、宛名管理システムと連携し、就学世帯情報（保護者情報、世帯員情報、注意情報（DV等を含む）、住民登録外者情報、学校情報（在籍学校・学年・組・番号等）を個別または日次（バッチ）で取込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。また、同一人物と思われるデータが取り込まれた場合は、名寄せ処理をする・しないを選択し登録できること。	
1.1.2.	就学世帯管理	審査に利用する世帯情報は、住民基本台帳上の世帯とは別に管理することができ、その世帯員は追加・更新・削除できること。また、住民基本台帳上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。	
1.1.3.	健康診断情報管理		就学援助の対象者について、健康診断情報（病名、医科/歯科、薬剤の有無）を取込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。
1.1.4.	申請書送付対象者抽出		就学世帯情報から申請書送付先である新規申請対象者一覧及び継続申請対象者一覧（氏名、住所等）を加工可能な形式で出力できること。
1.2. 申請情報管理			
1.2.1.	申請情報管理	児童生徒ごとの申請情報（申請番号、受付日、申請区分、申請理由、申請者情報、児童生徒情報（学年・組情報を含む）、入学前支給対象、備考情報等）を、就学世帯情報と紐づけて管理（参照・登録・修正・削除）ができること。なお、申請情報の登録は、システムへの個別入力・CSVファイル等の一括取込のどちらでも対応可能とすること。なお、同一世帯内で受付日、認定日が異なる児童生徒についても個別に管理できること。また、マイナポータルから受け付けた申請情報を取り込めること。	申請情報として、就学援助の希望の有無を管理できること。
			・健康診断情報は医療券の発行に利用する。 ・継続申請対象者：当該年度認定者かつ次年度も小中学校に在籍する就学世帯 ・新規申請対象者：全就学世帯から継続申請対象者を除いた世帯
			・同一世帯内で受付日、認定日が異なる児童生徒についても個別に管理 ・申請区分：新規申請者、継続申請者 ・CSVファイル等とは、CSVファイルまたはEXCELファイルを想定。